

議題 4

議案第 36 号

令和 2 年 8 月 28 日提出

令和 3 年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用
教科用図書採択について

下記について、申請のとおり採択する。

記

- 広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）で令和 3 年度に
1 年間使用する教科用図書



令和 3 年 度 使 用
広 島 市 立 高 等 学 校
中等教育学校（後期課程）用
教科用図書の採択に係る資料

令和3年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）用 教科用図書採択の基本方針

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、各学校が専門的な調査研究に基づき選定・申請した教科用図書について、各学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

2 適正かつ公正な採択の確保

採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

令和3年度使用広島市立広島みらい創生高等学校用教科用図書採択の基本方針

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われないフレキシブル課程としての特色を踏まえ、生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が専門的な調査研究に基づき選定・申請した教科用図書について、学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

2 適正かつ公正な採択の確保

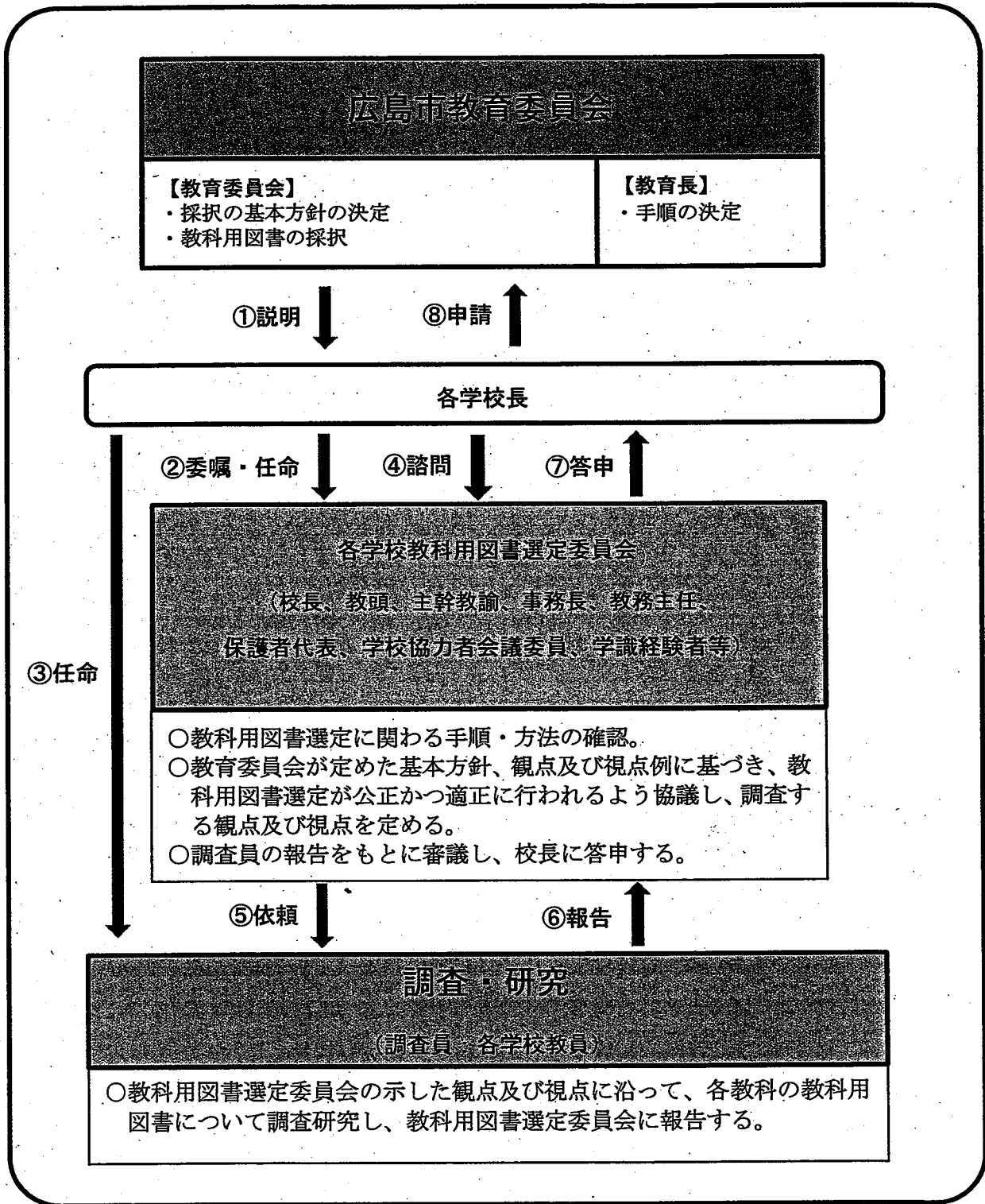
採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）における教科用図書採択の手順



(様式1)

令和2年 月 日

広島市教育長様
(学校教育部指導第二課)

学校名 _____

校長名 _____

令和3年度使用高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書選定手順（報告）

月日（曜日）	選定手順の内容

広島市教育長様
(学校教育部指導第二課)

学校名 _____

校長名 _____

令和3年度使用高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書選定資料（報告）

1 学校の特色		
2 生徒の実態		
3 調査の観点及び視点		
	観点	視点
①	基礎・基本の定着	○単元の目標及びまとめの示し方 ○言葉の特徴やきまりに関する事項の扱い方 ○伝統と文化に関する内容の記述
②	主体的に学習に取り組む工夫	○問題解決的な学習を実施するための工夫 ○興味・関心を高めるための工夫
③	内容の構成・配列・分量	○年間の学習内容の見通しのもたせ方 ○単元や資料等の配列 ○系統性と反復性の工夫
④	内容の表現・表記	○挿絵・写真等の活用 ○巻末資料の示し方 ○配色や文字の大きさ等の工夫
⑤	言語活動の充実	○学校図書館機能の活用 ○ねらいに応じた言語活動の設定及びその工夫
⑥		

